



静岡市 ×



(令和7年1月24日発表)

「水害時緊急避難協力駐車場の使用に関する協定」の締結 (株式会社アプリー様)

◆アピールポイント	○近年、風水害が激甚化・頻発化している中で、市民の皆様の生活に欠かせない車両を、どのように災害から守るのかということは、市の災害対応に係る課題の1つでした。 ○令和6年9月20日の市長定例記者会見で駐車場の提供について呼びかけを行った結果、市内に立体駐車場を併設したパチンコ店を複数運営する株式会社アプリー様から取組へのご賛同をいただき、1月22日付で協定締結に至りました。 ○本協定の締結により、避難車両の駐車可能台数は704台増加しました。
◆経緯	静岡市では9月20日から以下の2種類の駐車場を水害時における車両の避難場所として利用可能としました。 ①水害時緊急避難公共駐車場…市の所有する公共施設（3施設） ②水害時緊急避難協力駐車場…有限会社新日邦様の所有施設（1施設） また、市として車両の避難場所の指定や、所有施設を提供いただける民間事業者の募集等、避難場所の拡充に取り組む中で、株式会社アプリー様から運営施設であるパチンコ店の駐車場を「水害時緊急避難協力駐車場」としてご提供いただけることとなりました。
◆対象店舗	・アプリー中原店（324台） ・アプリー新伝馬店（146台） ・アプリー沓谷店（107台） ・アプリー富士見台店（127台） ※災害リスク等を確認したうえで、上記4店舗を対象としました。 立体駐車場がなく洪水リスクのある瀬名川店及び駐車場の一部が土砂災害警戒区域内にある千代店は対象外としています。 ※（ ）内は、避難車両の最大駐車可能台数を示しています。 ※詳細は、別添「対象店舗一覧」をご確認ください。
◆連携先	【株式会社アプリー】 静岡県内で10店舗のパチンコホールを運営する、地域密着型のアミューズメント企業。静岡市内では中原店、新伝馬店、沓谷店、富士見台店、千代店、瀬名川店の6店舗を運営。「街の灯り。心の灯り。」を企業理念に掲げ、地域と共に歩む企業として、店舗を展開する地域で防災協定の実績がある。

(次頁あり)

◆その他	・協定締結式は実施しません。 ・株式会社ＡＢＣ様とも令和７年１月 22 日付で協定を締結しており、本日、別に報道発表を行っています。 ・令和７年１月 24 日現在における車両の避難場所は以下のとおりで、合計 12 施設、3,201 台の駐車スペースを確保しています。								
	①水害時緊急避難公共駐車場								
	市の公共施設 3施設 計 1,030 台								
	②水害時緊急避難協力駐車場（合計９施設、2,171 台）								
	<table><tr><td>有限会社新日邦様</td><td>1 施設</td><td>178 台</td></tr><tr><td>株式会社アプライ様</td><td>4施設</td><td>計 704 台</td></tr><tr><td>株式会社ＡＢＣ様</td><td>4施設</td><td>計 1,289 台</td></tr></table>	有限会社新日邦様	1 施設	178 台	株式会社アプライ様	4施設	計 704 台	株式会社ＡＢＣ様	4施設
有限会社新日邦様	1 施設	178 台							
株式会社アプライ様	4施設	計 704 台							
株式会社ＡＢＣ様	4施設	計 1,289 台							

別紙資料 有(協定書・対象店舗一覧)

【問合せ】

◆危機管理局危機管理課(静岡庁舎新館 3 階)

◆担当：長島、石上 ◆電話：054-221-1012

水害時緊急避難協力駐車場の使用に関する協定

静岡市（以下「甲」という。）及び株式会社アプライ（以下「乙」という。）は、静岡市内において水害が発生し、又は発生することが予想される場合（以下「災害時等」という。）に、甲が市民の車両を一時的に避難させる水害時緊急避難協力駐車場（以下「車両の避難場所」という。）として乙の施設の一部（以下「本件施設」という。）を使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等において甲が本件施設を車両の避難場所として使用するに当たり必要な事項を定めることにより、被災者支援を円滑に行うことを目的とする。

（本件施設の提供）

第2条 乙が災害時等において、甲からの要請に基づき、車両の避難場所として提供する本件施設は、別表のとおりとする。

（車両の避難場所の範囲等）

第3条 本件施設を車両の避難場所として使用する場合の範囲及び収容台数は、災害時等の状況に応じ、甲、乙協議のうえ決定する。

2 前項に規定する場合の当該施設の運営は、乙が行うこととし、甲はこれに協力するものとする。

（期間）

第4条 甲が本件施設を車両の避難場所として使用する期間は、その目的の達成のため必要最低限の範囲で甲、乙協議の上、定めるものとする。

（費用）

第5条 甲が本件施設を車両の避難場所として使用するにあたっての費用は無償とする。

2 避難者が本件施設を破損若しくは汚損又は紛失したときは、これに係る修繕等の経費は、原則として甲が負担するものとする。

3 前項の規定による負担について疑義が生じたときは、甲、乙協議してこれを定めるものとする。

（個人情報の保護）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づき知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。

（緊急連絡先の通知）

第7条 甲及び乙は、災害時等の緊急連絡先をあらかじめ相手方に通知するものとする。

2 前項の規定により通知した緊急連絡先を変更した場合には、甲及び乙は、速やかに変更後の緊急連絡先を相手方に通知するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義等が生じた場合は、甲、乙協議の上、別途定めるものとする。

(協定期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から令和7年3月31日までとする。
ただし、期間が満了する日の1月前までに甲、乙いずれからも書面による変更又は廃止の申し出がないときは、期間が満了する日の翌日から1年間延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を相互に証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年1月22日

甲 静岡県静岡市葵区追手町5番1号

静岡市長

難波 喬 司

乙 静岡県静岡市葵区新伝馬一丁目4番32号
株式会社アプリイ
代表取締役社長

松浦 信一郎

別表（車両の避難場所一覧）

1	施設名	アプリー中原店
	所在地	静岡県静岡市駿河区中原 153 番地
	車両の避難場所	アプリー中原店の駐車場のうち、乙の指定した部分
2	施設名	アプリー新伝馬店
	所在地	静岡県静岡市葵区新伝馬一丁目 4 番 32 号
	車両の避難場所	アプリー新伝馬店の駐車場のうち、乙の指定した部分
3	施設名	アプリー沓谷店
	所在地	静岡県静岡市葵区沓谷五丁目 11 番地の 2
	車両の避難場所	アプリー沓谷店の駐車場のうち、乙の指定した部分
4	施設名	アプリー富士見台店
	所在地	静岡県静岡市駿河区富士見台二丁目 1 番 5 号
	車両の避難場所	アプリー富士見台店の駐車場のうち、乙の指定した部分

【参考資料】

「水害時緊急避難協力駐車場」として利用可能な店舗の一覧

静岡市南部の地図を使用

● …株式会社アプライ様運営施設の位置

②アプライ新伝馬店



所在地：静岡市葵区新伝馬一丁目4番32号
施設の構造：立体駐車場4階建て（191台駐車可能）
利用可能箇所：立体駐車場の2階以上の駐車スペース
※避難車両の最大駐車可能台数：146台

③アプライ沓谷店



所在地：静岡市葵区沓谷五丁目11番地の2
施設の構造：立体駐車場4階建て（201台駐車可能）
利用可能箇所：立体駐車場の3階以上の駐車スペース
※避難車両の最大駐車可能台数：107台

④アプライ富士見台店



所在地：静岡市駿河区富士見台二丁目1番5号
施設の構造：店舗＋立体駐車場6階建て（220台駐車可能）
（1階：店舗、2階～6階：立体駐車場）
利用可能箇所：立体駐車場の4階以上の駐車スペース
※避難車両の最大駐車可能台数：127台

①アプライ中原店



所在地：静岡市駿河区中原153番地
施設の構造：立体駐車場4階建て（625台駐車可能）
利用可能箇所：立体駐車場の3階以上の駐車スペース
※避難車両の最大駐車可能台数：324台



出典：静岡市防災情報マップ